

回 答 書

冠省 当職らは、株式会社メイション（以下、「当社」といいます）の代理人として、貴団体の当社に対する平成26年7月23日付の申入書に対し、次のとおり回答いたします。

1 申入れ事項について

貴団体は、当社のホームページにおける「一流の結婚式をリーズナブルに叶える」、「従来のブライダル価格を大幅に見直すことで実現した驚きの低価格」等の文言につき、スマ婚システムを利用すれば、同種若しくは類似の商品ないし役務を提供している他の事業者よりも、著しく低廉な価格で結婚式を挙げられるかのように消費者を誤認させる表示であるとして、表示の停止を要請されています。

2 当社の見解

(1) 総論

貴団体に対する平成25年5月27日付け回答書と重複しますが、当社は、顧問弁護士事務所のほか、消費者庁に相談するなどした上で、ホームページを作成しております。現行のホームページにつきましても、消費者庁の担当者に確認を求めた上で、作成を進めて参りました。従いまして、ご指摘いただいた箇所に、「一般消費者に誤認される」もしくは「不当に顧客を誘引する」表示はないものと自負しております。

(2) 各論

結婚式業者の中には、「当初の見積もりがどんどん値上がっていく」、「途中からオプションサービスを示される」、「代金は一括で前払いしなければならない」などという業者が少なくないことは、貴団体におかれましてもよくご存知のことと思われまます。

このような一般消費者にとって不利益となる慣習を、当社こそが打破し、当社こそが明朗な費用体系をご提供させていただいていることを何卒ご理解賜りたく存じます。

当社の「スマ婚」は、「最初の見積もりが最後の見積もりであること」、「中間マージン、持込料等をできる限り排除すること」、「後払いとすることで新郎新婦の負担を小さくすること」を最も重要な方針として掲げて参りました。ご指摘いただいた箇所は全て、前後の説明文と併せて読んでいただければ、①結婚式会場を資産として保有していないこと、②有名ホテル、レストランと提携する一方で、通常の結婚式場と異なり「薄利多売」方式を採っていること、③さまざまな中間マージン、持込料のカット等によりコストを抑えていることなど、当社が低価格を実現するための工夫を説明する内容であることはお分かりいただけると思ひます。

ご指摘いただいたゼクシィ結婚トレンドの調査による費用の例示に関しましても、まさに「結婚式の内容（料理、装花、演出、ドレス、各アイテム）は、各結婚式場ごとに異なり、お客様の数だけ存在します。」、「全く同じサービスを比べるものではありません」と明記させていただいているところであり、当社が他社の披露宴内容と比較して広告しているものではないことは一般消費者の皆様にお分かりいただけるものと存じます。

また、今回の書面では、当社に対する少なくない数の相談が国民生活センターに寄せられている

とのご指摘をいただきました。しかしながら、国民生活センターに寄せられた相談は、通常であれば、同センターから当社に照会等があるはずと存じますが、今回ご指摘いただいたようなクレームについて当社に照会があったことはこの2年間で2件のみです。是正指導等を受けたことは1度もございません。列挙いただいた相談事項は概ね「スマ婚よりも他社の見積もりの方が安価だった」という内容に集約されると思いますが、これこそが、「最初は安価な見積もりを出して契約を締結し、結婚式の日取りが近づいて式場も日程も変更できなくなった段階で、次々とオプションを提示して金額を上昇させる」という既存のブライダル業界の弊害を表しております。当社としましては、このような弊害こそ、貴団体と共に解消できればと願って止みません。

消費者の方々に寄り添うことを何よりも大切にし、これこそが、当社のビジネスにつながるというのが当社の信念です。

今後も消費者契約法及び景表法の趣旨に則り、そして何より、消費者の方々にとって一番分かり易い説明、表現を目指し、鋭意努力して参りたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

草々

平成26年8月29日

通知人会社 株式会社メイション
上記代表者代表取締役 七田 幸彌
〒104-0061
東京都中央区銀座2丁目8番9号
木挽館銀座ビル301号室
真法律会計事務所
TEL 03-5524-7807
FAX 03-5524-7808

上記通知

同

同

(担当) 同

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル8階

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

事務局長 外山 孝司 殿

差出人

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル301号室

真法律会計事務所

受取人

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル8階

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 事務局長 外山孝司 殿

郵便認証司

26. 8. 29

この郵便物は平成26年 8月29日
第 10274983596 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2014082914594600100001 号

2 / 2頁

新 東 京

26. 8. 29

12-18